

平成28年11月16日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成26年(ワ)第5854号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成28年9月15日

判 決

原 告

同訴訟代理人弁護士

東京都中央区新川2丁目12番16号

被 告

同代表者代表取締役

東京都中央区新川2丁目12番16号

被 告

同代表者代表取締役

上記兩名訴訟代理人弁護士

同

主

山 崎 敏 彦

岡 藤 商 事 株 式 会 社

小 崎 隆 司

日本フィナンシャルセキュリティ

ティーズ株式会社

大 口 博 信

小 畑 英 一

上 野 尚 文

文

- 1 被告らは、原告に対し、連帯して2473万8291円及びこれに対する平成25年6月17日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを10分し、その3を原告の負担とし、その余を被告らの負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告らは、原告に対し、連帯して3533万6131円及びこれに対する平成25年6月17日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、原告が、商品先物取引をするに当たり被告日本フィナンシャルセキュリティーズ株式会社（以下「被告フ社」という。）の担当者が原告に対して違法な行為を行うなどしたとして、被告フ社に対して不法行為に基づく損害賠償を請求し、また、被告フ社が被告岡藤商事株式会社（以下「被告岡藤」という。）に所属する商品先物取引業者であることから、被告岡藤に対しても、同額の損害賠償を請求する事案である。

1 当事者間に争いのない事実並びに証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実

- (1) 被告フ社は、商品先物取引業者である被告岡藤に所属する商品先物取引仲介業としての登録を得た商品先物取引仲介業者である。
- (2) 原告は、平成24年10月26日、被告フ社及び被告岡藤に対し、被告フ社の仲介によって、被告岡藤に口座を開設して先物取引を行う旨の申込みをして（乙18）、その後、被告フ社の仲介により被告岡藤に商品先物取引の委託を行い、平成24年10月30日から平成25年6月17日まで、白金及び金の商品先物取引を行った（以下、原告が行った取引をまとめて「本件取引」という。）。本件取引のうち、白金の取引の内容は、別紙建玉分析表1の約定日付、商品名、場節、限月、値段、約定金額、売数、買数、委託玉欄等に記載のとおりであり、金の取引の内容は、別紙建玉分析表2の上記各欄等に記載のとおりである。
- (3) 本件取引において、原告は、合計3793万0675円の証拠金を支払った（白金500グラム（倉荷証券にスワップして被告岡藤に預けたもの）を148万2000円として計算したもの）。原告は、本件取引期間中に被告岡藤から利益金として合計405万5605円の送金を受けたほか、取引の

終了後、174万8939円の送金を受けた。原告が預けた額と送金を受けた額の差額は3212万6131円となる。

2 争点

- (1) 取引の違法性
- (2) 虚偽説明, 説明義務違反
- (3) 断定的判断の提供
- (4) 適合性原則違反
- (5) 不招請勧誘等
- (6) 損害額

3 争点に関する当事者の主張

(1) 取引の違法性について

(原告の主張)

ア 手数料稼ぎ

本件は、実質的には平成24年10月30日から平成25年5月8日までの約6か月間の取引であるにもかかわらず、原告の損失である約3200万円のうち、約47%である1494万7390円(消費税相当額抜き)もの手数料(1か月平均約250万円)が費やされた取引であって、異常な手数料稼ぎ、客殺し商法であり、違法な取引である。

イ 両建

被告らは、原告に対し、法律により勧誘が禁止されている両建(同限月、同枚数のもの。商品先物取引法214条8号)と、法律及び経済産業省令により理解していない者からの受託を禁止されている両建(異限月、異枚数のもの)を勧誘して、原告の取引状態をほぼ常に両建の状態(枚数違いを含む。)とした上で、その状態で、建玉を一部増やしたり、一部減らしたりして、手数料稼ぎを行っていた。

両建は、両建をする代わりに、両建の時点で既存の建玉を決済し、後で反

対玉を建てて決済するのと同じ損益にしかならない。両建には、年度末などに帳尻損益の発生を先延ばしすることができるという税務上、会計上のメリットはあるが、原告にこのメリットはなかった。両建は、無意味に建玉を残し、損切りするのとは別の有利な事態があるかの幻想を委託者に抱かせ、委託者を単純に考えられない複雑な状況にさせるものであり、有害無益なものである。すなわち、既存の建玉について損切りの決済をすれば、それまでの取引の結果を認識し、新たに取引を始めるかどうかを冷静に検討することができるのに対し、両建は、それまでの取引の結果を明確に認識させず、その後、新たに始める取引について明確に認識させないようにするものである。

被告フ社の担当者は、原告に対し、両建につき、「売り」、「買い」の枚数が一緒だったらプラスマイナスが発生せず、様子が見られるなどとして、有益な選択肢の一つとして示した。しかし、両建は、損切りの決済をして、その後、新たに建玉を建てた場合と同じ損益になるのであるから、被告フ社の担当者は、両建が損切りとは違う意味のある取引方法だと原告に誤解させて、両建をさせたといえる。被告フ社の担当者による両建の勧誘は、両建について理解していない者からの両建注文の受託（勧誘）であり、そのことだけでも違法である。

被告らの説明書では、両建を行う場合として「相場の動向が不透明なので、様子を見てみたいと思われたとき」と説明していたのに対し、本件では、様子も見ないで、両建とその（一部）解消、両建をごく短期間のうちに何度も何度も繰り返し、被告らは、不当に手数料を得た。

本件取引のうち白金の取引においては、取引の早い時期に両建が行われたほか、平成25年2月21日に再び両建になってからは、何度か売り残が0になったほかは、同年6月17日まで、ほとんどの日において、両建の状態において両建取引がされていた。また、金の取引においては、平成24年11月9日に両建がされ、その後、何度か売り残が0になったほか、平成25

年6月17日までほとんどの日において、両建の状態において両建の取引がされていた。本件では、違法な両建勧誘が一貫して行われていて、その勧誘は、継続売買の違法性とも結びつき、極めて強い違法性を帯びる。

ウ 過当取引等

本件取引においては、両建以外にも、「直し」、「途転」、「日計り」、「不拔け」の特定売買があり、被告フ社の担当者は、本件取引において、原告に無意味な取引、過当取引をさせ、被告フ社は不当に手数料を稼いだ。

本件取引では、全389回の取引のうち、特定取引である「直し」が30回、「途転」が37回、「日計り」が12回、「両建」が240回、「不拔け」が32回あって、特定売買比率は90.23%であり、重複したものの51回を1回としても、特定売買比率は77.12%となる。

特に、本件では、「直し」が30回と非常に多用されている。含み益（含み損）を確定益（確定損）に代えた後も、買い直しにより同じ枚数の同じ商品の建玉を持つ限り、それによる損益によって総体の損益が決まることは同じである。買い直しには含み益を実現する効果があり、顧客が自分の意思で利益を実現することは問題がないが、原告は特に利益金も必要でなかった。

本件取引における買い直しは、不当な手数料稼ぎである。

エ 手数料化率

本件取引において、白金の取引の手数料化率は58.48%であり（損失1578万3802円、手数料923万0730円）、金の取引の手数料化率は34.98%である（損失1634万2329円、手数料571万6660円）。両取引を併せた手数料化率は46.53%であって、総損失の半分近くは被告らの手数料となっている。本件が、実質的には6か月の取引期間であることを考えると、手数料化率は、非常に高い。

(被告らの主張)

ア 手数料稼ぎ

本件取引は原告の意思と判断の下に行われたものであり、不合理な取引ではない。

原告と被告フ社の担当者は、本件取引開始以降、毎日電話で話をしていて、被告フ社の担当者は、原告に対し、前日夜の経済指標やNY市場及び国内市場の白金市況、その他相場の判断材料となる情報、原告の値洗いについて毎日報告し、原告は、相場状況や自身の建玉の状況等を十分に把握していた。その上で、原告は、被告フ社の従業員と相談をして、自分で方針を決めて取引を行っていた。また、原告は、被告フ社の担当者と電話で毎日相談をしながら、被告フ社の担当者の提案に対し同意し、原告本人が最終的な判断をして本件取引をした。被告フ社の担当者の提案を原告が断ることもあった。

イ 両建

原告は、両建のリスクを十分に認識した上で、自らの意思と判断で両建を行った。被告岡藤の従業員（伊藤）は、平成24年10月26日、原告に対し、「建玉が損勘定になった時の対処について」との標題の文書（乙14）を用いて、両建のメリット、デメリットを説明し、原告は、両建のメリット、デメリットは理解していると記載した両建指示書によって、両建を指示した。

また、原告は、両建の効用、メリット、デメリットを理解しており、別の先物取引会社（ローズ・コモディティ株式会社）での商品先物取引においても、両建をした。

ウ 過当取引等

被告フ社は、原告に対し、注文成立の都度、商品名、約定値段、委託手数料、値洗損益金通算額等が記載された「売買報告書及び売買計算書」を送付した（乙37）。原告はその売買報告書で取引内容などの確認をしたが、取引について異議を述べたことはなかった（乙40）。また、原告は、取引成立日に、取引の内容を電子メールで確認して、取引に同意をするとの返信をした（乙21、31の3、乙41）。

被告フ社は、原告に対し、毎月、建玉の状況及び委託証拠金の内訳などの記載がある残高照合通知書を発送した(乙9)。被告フ社の担当者が原告と面談を行う際には、上記残高照合通知書を持参し、その時点における建玉の状況、委託証拠金の内訳等の説明をした。原告は、残高照合通知書の説明を受けた後、確認文言を自書して、取引内容に問題ないことを認めて、確認の署名をしており(乙39)、原告は、本件取引の内容及び損益状況を確認していた。

原告は、本件取引中、4回にわたり、投資可能金額の増額を申請し、その増額申請の都度、増額申請の申請書及び自らの資産についての証明書を自書し、自身の建玉や損益状況を確認し、投資可能金額の意義や商品先物取引が自己責任取引であることを確認しながら、自らの意思と判断において、投資可能金額を増額した。

(2) 虚偽説明、説明義務違反について

(原告の主張)

両建の意味や「直し」の利益確定の効果、それらの取引を続けるとどうなるかなどについて、原告が理解できる説明はなかった。また、被告フ社の担当者がした両建についての説明には、前記(1)のとおり、明らかな虚偽説明、説明義務違反があった。買い直し、売り直しに関しても、利益確定の意味について、明らかな虚偽説明、説明義務違反があった。

原告は、商品の値段が何円下がると追加証拠金が何円発生するかを計算できるような証拠金についての説明は受けていなかった。

これらについて、被告フ社の担当者の行為には違法性がある。

(被告らの主張)

原告は、自らの判断において、ハイリスク、ハイリターン投資商品である商品先物取引を開始した。被告岡藤の従業員は、平成24年10月26日、商品先物取引の仕組み、ルール危険性について、「契約締結前交付書面」(乙9)、

「建玉が損勘定になった時の対処について」（乙14）を用いながら、詳細な説明をした。原告は、商品先物取引について、リスクがあることや取引の仕組み、ルールなどについて十分理解した上で、自分の判断で取引すると記載した。

また、被告岡藤の従業員は、商品先物取引における証拠金制度について、証拠金維持額と必要額の違い、証拠金不足の発生要件、不足発生時の対応方法等を詳細に説明した。原告も、それに対し、逐一、確認や質問を行っていて、証拠金制度についても十分な説明が行われ、原告もこれを十分に理解していた。

(3) 断定的判断の提供について

(原告の主張)

被告フ社の従業員は、平成24年10月初め頃から、原告に対し、白金の値段について、リーマンショックの前は7000円台だったのが、今は4000円弱であり、このままの値段では生産コストぎりぎりなので、白金を掘ることもできなくなるなどとして、これからどんどん上がることを述べて、断定的判断の提供を行った。また、被告フ社の従業員は、平成24年11月1日頃、世界で有名な3つの白金鉱山のうちの2つでストライキが起こっていて、大きく値上がりすること、同年11月中には供給と需要のバランスが崩れて、供給がマイナス16トンになり値上がりすることなどを述べて、断定的判断の提供をした。また、被告フ社の従業員は、平成25年1月終わり頃にも、白金が値上がりすることを述べて、断定的判断の提供を行った。

これらは、不確実な白金の値動きについて、その値上がりが確実で、大金を投じて問題がないかの印象を与えるもので、全体として、原告に対して白金が確実に値上がりすると思わせる説明をしており、断定的判断の提供に該当する。

(被告らの主張)

被告らの従業員が原告に対して断定的判断の提供をしたことはない。

被告らの従業員が、相場変動の要因となり得る客観的な経済情勢を踏まえた

自身の相場観を述べることで、直ちに断定的判断の提供として違法となるものではない。原告は、被告フ社の従業員から示された白金市況のチャートや新聞のコピーなどに基づく説明を聞いて、自ら、白金相場が今後上昇すると判断した。

原告は、商品先物取引の仕組み、ルールを解説した「契約締結前交付書面 商品先物取引（通常取引契約）」（乙9）の交付を受けて、同書面の内容について十分かつ詳細な説明を受け、商品先物取引において断定的判断の提供が禁止されていること、商品先物取引が必ずもうかるものではなく損をする場合があることを十分に認識していた。

(4) 適合性原則違反について

(原告の主張)

原告は、もともと投資可能額は700万円であり、資産が2000万円以上3000万円未満であると被告らに申告して、取引を開始した。真実は、資産はもっと少なかった。その後、資産等について、虚偽の申告のもとに、投資可能額変更申出書を提出させられて、取引を不当に拡大させられた。

また、本件では、①平成25年2月25日の時点で521万3385円の証拠金不足の状態になり、被告フ社の担当者が、不足の対処方法の協議のために原告を訪問していること、②同月27日の時点で、原告は不足の証拠金をすぐに入金できないことを記載し、いつ強制決済されても仕方がない状態であったこと、③同年3月25日の時点で、不足金421万円余りについて、281万円の追加支払を待つことを希望し、残り140万円については支払の予定を記載することすらできない状態で取引を続けさせられた。これら、特に、上記②、③から、被告らは、原告が、資金不足で、すぐに不足証拠金が支払えない状況を書面によって知っていた。これらからも、本件において、適合性原則違反、過大取引の違法があることは明らかである。

(被告らの主張)

本件において、適合性原則違反を基礎付ける事実は存在しない。

原告は、本件取引開始時、年収500万円、資産2000万円以上を有していて、自ら[REDACTED]を経営する自営業者であり、これまでの経験を勘案すると、適合性が問題となる人物ではない。

原告は、本件取引開始時、投資可能資金額を700万円に設定したが、平成25年1月31日、外国為替や貴金属の相場が大きく動き運用のチャンスと判断し建て増しをしたいとして、投資可能資金額を1300万円増額して総額を2000万円にしたい旨申し出て、個人の金融資産の証明書を記載した。同年2月25日には、投資可能資金額について、余裕を持つために500万円増額して総額を2500万円にしたい旨申し出て、個人の金融資産の証明書を記載した。同年3月5日には、更に投資可能資金額を500万円増額して3000万円としたい旨申出をして、個人の金融資産の証明書を記載し、同月25日には、投資可能資金額を500万円増額して、3500万円としたい旨申し出て、個人の金融資産の証明書を記載した。

(5) 不招請勧誘等について

(原告の主張)

被告は、10月24日又は同日及び同月23日において、原告に対して通常の先物取引について、違法な「不招請勧誘」(商品先物取引法214条9号)を行った。

すなわち、被告担当者は、平成24年10月24日、原告に対し、「損失限定の先物取引」の勧誘を「不招請勧誘」として行った際に、通常の先物取引があることを原告に説明し、その後、原告が「通常の先物取引」の説明を希望した。会話の相手方に対し「通常の先物取引の勧誘を受けたい」と思わせることは、通常の先物取引の勧誘そのものであり、原告が予想外に通常の先物取引を希望したなどの特別の事情がない限り、この日に通常の先物取引の勧誘があった結果、原告が通常の先物取引の勧誘を希望するに至ったといえる。

また、被告フ社の従業員は、当初、原告に対し、白金の現物が実物資産、安定資産であると言って、原告はこれを購入した。その後、被告フ社の担当者が先物取引の勧誘を行った。被告らにおいては、組織的、計画的に、白金の現物を買わせ、その後、その者に商品先物取引の説明を行い、商品先物取引の勧誘を希望するかどうかを聞いて、商品先物取引の勧誘をしている。これらに照らせば、被告においては、組織的、計画的に、白金の現物を買った者に対して、通常の商品先物取引の「不招請勧誘」を行っているといえる。

また、原告は、投資可能額変更申出書を差し入れて、当初記載した以上に資産があったという申入れをさせられているが、全て虚偽のものであり、原告は、被告フ社の従業員から言われるままに、同申出書を記載しないと取引の拡大や継続ができないと言われて、虚偽の内容を記載した。被告らは、原告が当初被告に申告した投資可能額700万円をはるかに超える約3400万円を支払わせており、このことから、被告の勧誘の違法性は明らかである。

(被告らの主張)

被告フ社の従業員は、原告に対し、不招請勧誘が禁止されていない損失限定取引に関する勧誘を行った。その後、原告が通常先物取引についての説明を希望したものである。原告は、平成24年10月24日、通常先物取引の話を知りたいので勧誘を希望すると記載し、被告フ社の他の従業員からの電話に対しても、通常先物取引の話を知りたいと答えるなどした。そこで、被告フ社の従業員は、通常先物取引の説明をした。

本件取引の勧誘は、原告の要請に基づいて行われたものであり、平成24年10月初めに不当な勧誘はなかった。

(6) 損害額について

(原告の主張)

本件取引には、違法性が存在し、被告フ社の担当者の勧誘行為は、社会的相当性を逸脱し、原告に対する不法行為を構成する。原告は、上記不法行為によ

って、3212万6131円の損害を被った。また、その1割弱である321万円が不法行為と相当因果関係にある弁護士費用である。

被告らによる勧誘の違法性が重大であり、明確であること、被告らによる頻繁過当売買、手数料稼ぎのための違法な勧誘は、組織的、計画的、確信的に行われたことなどからすると、本件で過失相殺をすることは許されない。すなわち、被告らは、通常先物取引の「不招請勧誘」の禁止の規制を潜脱するため、白金地金、金地金の不招請訪問販売を行い、白金地金、金地金をおとりにして、客をつかまえ、商品先物取引を勧誘する商法を行っている。本件も、白金の現物購入の訪問勧誘、不招請勧誘から始まった。また、被告らによる頻繁過当売買、手数料稼ぎの体質は、被告らにおける必然的、構造的なものである。被告らは、大量のセールスマンを雇っているが、その費用を捻出するには、白金等の現物取引の手数料だけではなく、先物取引で手数料を不当に稼がなければならず、組織的、計画的に、頻繁、過当売買をセールスマンにさせている。本件においても、無意味な両建勧誘を行わせ、利益確定と称して無意味に決済させてまた建てさせていて、不当な手数料稼ぎは、ほぼすべての取引に及んでおり、無意味な取引を顧客にさせて手数料を稼ぐという故意の客殺し取引を組織的、構造的に行った。更に、被告らは、組織的、構造的に、顧客に虚偽の書面をあえて書かせた上で、過大な取引をさせている。被告らは、原告の資金が尽きていると知りながら、あえて虚偽の書類を書かせて、妻の預金、店の営業資金にまで手を付けさせて、不当に取引を拡大させた。

(被告らの主張)

原告主張の損害額を争う。違法行為と損害との間には個別的な因果関係が必要であり、その主張はされていない。また、両建が違法であるとされたとしても、違法行為と因果関係がある損害額は、両建に関するものに限定される。不招請勧誘が違法であるとされたとしても、それ自体は個々の取引とは無関係な行為で、直ちに損失との因果関係はない。

(4) 平成24年10月23日、山口は、原告に電話をして、取引における損失の限度額があり、限度額に値段が到達すると強制処分になるという損失限定の商品先物取引の勧誘を行い、翌日、原告を訪問することの約束をした。

平成24年10月24日午後5時40分頃、榎本と山口が原告を訪れた(乙59)。榎本らは、白金の価格がまだ上がりそうであること、先物取引では現物の何倍もの白金を購入することができることなどを述べた。

榎本は、原告に対し、損失限定取引についての商品先物取引について説明した「契約締結前交付書面 商品先物取引(損失限定取引契約)」と題する冊子(乙3)や「損失限定取引(スマートCX)の仕組み」との文言の下に値動きの図や取引金額の説明などが記載されている書面(乙6)を渡すなどして、原告に対し、損失限定取引について説明するなどした。

榎本が、原告に対し、商品先物取引には損失限定取引と通常先物取引があることを述べたのに対し、原告は、通常先物取引についての勧誘を希望し、「(私がFXの経験があるので)本日、スマートCXの説明を聞きましたが通常先物取引の話も聞いてみたいので勧誘を希望します。」と記載した書面を作成した(乙7)。

(5) 平成24年10月24日午後7時50分すぎ、被告フ社の管理部の従業員である寺山勝美は、原告に電話をした。その電話において、原告は、寺山勝美に対し、先物取引の話聞いてみたいと思うこと、通常先物取引について勧誘を希望する旨の前記(4)の書面を書くに当たって、強制などはなかったことなどを答えた(乙68の1, 2)。

(6) 平成24年10月25日、榎本は、原告を訪問し、商品先物取引(通常取引)の勧誘をした。

榎本は、原告に対し、「契約締結前交付書面 商品先物取引(通常取引契約)」と題する冊子(乙9)を渡した。原告は、「私は、商品先物取引の勧誘に先立って商品先物取引の勧誘である旨の告知を受け、勧誘を受けること

について承諾しております。」などの文言が記載された「商品先物取引の説明・勧誘を受けるにあたり」と題する被告岡藤宛の書面に署名した(乙8)。

また、榎本は、原告に対し、「建玉が損勘定になった時の対処について」との標題の書面(乙12)に数字を記載するなどしながら、先物取引に関する説明をした。そこには、建玉が損勘定になった場合の対処方法として、損切り決済、途転、不足証拠金の預託、両建などがあるとして、その説明が記載されていた。両建については、「相場の動向が不透明なので、様子を見てみたいと思われたときは」との見出しの下に、その説明が記載されていた。榎本は、相場動向が不透明で冷静な判断がしにくいと思った時に両建をすることがあることなどを説明した。

- (7) 平成24年10月26日、榎本と被告岡藤の伊藤寿朗が、原告を訪問し、伊藤寿朗は、先物取引の仕組みなどを説明した(乙69の1, 2)。原告は、同日、先物取引の口座の開設を申し込んだ。原告は、その口座開設申込書に、住所、氏名等のほか、取引経験として、株式現物を野村証券で15年取引し、取引中であること、外国為替証拠金取引を外為ドットコムで平成14年8月から取引し、取引中であること、年収が500万円以上(800万円未満)であり、資産が、2000万円以上(3000万円未満)であること、商品先物取引における投資可能資金額が700万円であることを記載した(乙13)。また、原告は、同日、商品先物取引仲介業者である被告フ社の仲介(媒介)により、所属商品先物取引業者である被告岡藤に新規口座を開設し、先物取引を行うという、商品先物取引仲介取引申込書に署名、捺印した(乙18)。

平成24年10月29日、原告は、自らの判断と責任において取引を行うことを承諾した旨の記載がある約諾書(乙19)などの書面に署名捺印した。

- (8) 平成24年10月30日、被告フ社の魚野裕介(以下「魚野」という。)、榎本と被告岡藤の伊藤寿朗が原告を訪れ、魚野、榎本らは、白金の値動きを

示すチャートを用いて、白金が上昇傾向にあることなどを説明した。魚野は、白金について、アメリカの市場では、生産コストが1400ドルから1500ドルと言われているのに、現在の値段は1400ドルを割っていることから、買いを建てるように勧めた。

魚野らは、原告から、原告が保管していた白金地金（前記(2)）を預かって、これを倉荷証券にスワップし、先物取引の証拠金の充用有価証券として扱う手続きをした。充用価格は、当時、148万2000円であった（乙39の2）。原告は、被告岡藤に対し、証拠金として、平成24年10月30日に452万円を送金し、同月31日に99万8000円を送金した。

平成24年10月30日、原告は、被告フ社を仲介業者として、被告岡藤に対し、10月限の白金について25枚の買いを建てる注文をして、同日、その取引がされた（以下、被告フ社を仲介業者として、被告岡藤に対して注文された取引については、単に、取引の結果のみを記載することがある。）。

(9) 平成24年10月31日、白金価格が前日より約50円上がり、魚野は、前日の建玉を売って利益を確定させることを原告に勧めた。原告は、魚野に従い、前記(8)の白金の買建玉10枚を決済した。原告は、この取引で14万2500円の利益を得た（乙27、37の1）。

平成24年11月1日、魚野は、白金が上がるとして、白金の買いを勧め、原告は、白金について10枚の買いを建てた。原告は、同日、白金の買建玉を合計10枚決済した。同月2日、原告は、白金について10枚の買いを建てた。

(10) 魚野は、平成24年11月6日、残高照合通知書を持参して、原告を訪問して、建玉の状況などを説明した（乙39の2）。同日、値洗損益金通算額は29万円余りのマイナスとなっていた。魚野は、白金のリスクヘッジのために金の売りを建てることを勧めた。原告は、魚野の勧めに従い、同日、金について7枚の売りを建てた。また、原告は、同日、白金の買建玉10枚を